



香港の仲裁 (2)

4 香港仲裁の現状

香港は2011年6月1日から新しい仲裁条例(仲裁条例、香港法律、第60章)が実施され、従来の仲裁条例(1963年7月5日、香港法律、第341章)が同日から新仲裁条例(仲裁は国際基準(モルタル法)とより緊密に繋がり、国際仲裁解決地として促進され、香港裁判所からの干涉も最低限まで制限することができるようになります)を統一する目的がた。

あります。結果的には、香港仲裁も国際仲裁も同じの国際標準に従うこととなり、国連の Model Law of UNCITRAL(国際連合国際商取引法委員会のモデル法)を採用することになりました。従い、香港において仲裁は国際基準(モルタル法)とより緊密に繋がり、国際仲裁解決地として促進され、香港裁判所からの干



6 中国とのビジネス

最高人民法院は香港での中国の裁判、特に地方で仲裁判断の中国裁判所における執行に関する通知を配残り、不公平な判決となることがあります。また裁判官は、現在は弁護士同様の全国統一司法試験に合格しなければ裁判官になるこ

とができなくなりましたが、以前は、人民解放軍の退役軍人などが裁判官に任官することが少なくなく、判決の質に疑念があります。それを仲裁地としているのが現状です。

筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もあり日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com



5 香港での仲裁利点

様にコモンロー制度を維持し、法の透明性があり、法に携わる人間の汚職がないこと。
—アジアで最も定着した仲裁地であること。
—外弁登録をした弁護士も英語が通じること。
—世界一流的仲裁センターがあること。HKIAC、ICCなど。

地理的に日本・中国に近く、香港国際仲裁センターは、中国関連の紛争経験も多く実績がある。
—香港における仲裁判断は、最高人民法院と香港政府間の取り決めにより中国において執行が認められており、香港における仲裁は国際基準(モルタル法)とより緊密に繋がり、国際仲裁解決地として促進され、香港裁判所からの干涉も最低限まで制限することができるようになります。
—香港における仲裁は、裁判所の判決は中国では執行できないため、香港を仲裁地として考えるのも一案です。

このシリーズは月1回掲載します)
事務所が香港に拠点を持ち、豊富な法律関係者が多数いること。
—英語が通じること。
—世界一流的仲裁センターがあること。HKIAC、ICCなど。
—裁判官は、現在は弁護士同様の全国統一司法試験に合格しなければ裁判官になることが可能ですが。そのため、多くの香港企業は中国とのビジネス紛争解決地として香港を選択した場合、歴史と国際的にも評判名高い仲裁機関である香港のHKIACやシンガポールのSLACが選択されています。日系企業は、裁判管轄地として自己ある日本を選びやすい傾向にありますが、日本の裁判所の判決は中国では執行できないため、香港を仲裁地として考えるのも一案です。

これができなくなりましたが、以前は、人民解放軍の退役軍人などが裁判官に任官することができました。そのため、多くの香港企業は中国とのビジネス紛争解決地として香港を選択しているのが現状です。